

○内閣府令第 号  
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 根本 匠

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。  
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 総

別紙様式第9号 (第113条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長)

氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第5 略]  
 (記載上の注意)

[1.～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率  
 当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：千円)

項 目	当 期	末 期	前 期	末 期
		経過措		経過措

送 出 編

別紙様式第9号 (第113条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長)

氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第5 同左]  
 (記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率  
 当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：千円)

項 目	当 期	末 期	前 期	末 期
		経過措		経過措

コア資本に係る基礎項目	置による不 算入額	置による不 算入額
[略]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ ング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの 以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを 除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計 上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等の 額		

コア資本に係る基礎項目	置による不 算入額	置による不 算入額
[同左]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ ング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの 以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを 除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計 上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等の 額		

特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オゾン・ビジネス）項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					

特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オゾン・ビジネス）項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措					

[略]					
[略]					
[略]					
自己資本比率					
[略]					

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本工業規格A4)

連結業務報告書

[同左]					
[同左]					
[同左]					
自己資本比率					
[同左]					

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本工業規格A4)

連結業務報告書

( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )  
 ( 所 在 地 )

年 月 日

殿  
 (労働金庫名)  
 (理事長) 氏 名 印  
 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
 とおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書  
 目 次

[第1・第2 略]  
 (記載上の注意)  
 [1.～4. 略]

第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 ( 年 月 日まで )

[1.・2. 略]  
 3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位：千円)

項 目	当 期	末 期		前 期	末 期	
		経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目						
[略]						

( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )  
 ( 所 在 地 )

年 月 日

殿  
 (労働金庫名)  
 (理事長) 氏 名 印  
 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
 とおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書  
 目 次

[第1・第2 同左]  
 (記載上の注意)  
 [1.～4. 同左]

第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 ( 年 月 日まで )

[1.・2. 同左]  
 3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位：千円)

項 目	当 期	末 期		前 期	末 期	
		経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目						
[同左]						

コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等					
うち、為替換算調整勘定					
【略】					
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					

コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等					
うち、為替換算調整勘定					
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額					
【同左】					
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					

労働金庫連合会の対象普通出資等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の					

労働金庫連合会の対象普通出資等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の					

合計額					
[略]					
連結自己資本比率					
[略]					

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

第2 [略]

合計額	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例により適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・カービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額				
[同左]	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例により適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
[同左]	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例により適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額				
[同左]					
連結自己資本比率					
[同左]					

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

第2 [同左]

別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長)

氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第 1 ～第 6 略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで

[1. ～14. 略]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期	末	前 期	末
	経過措置による不算		経過措置による不算	

別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長)

氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第 1 ～第 6 同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで

[1. ～14. 同左]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期	末	前 期	末
	経過措置による不算		経過措置による不算	

	入額	入額
コア資本に係る基礎項目		
【略】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普		

	入額	入額
コア資本に係る基礎項目		
【同左】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普		

通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					

通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが					

[略]					

(記載上の注意)  
[1.～3. 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第10号の2(第113条第2項関係) (日本工業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書  
( 年 月 日 から 年 月 日まで )

適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
[同左]					

(記載上の注意)  
[1.～3. 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号の2(第113条第2項関係) (日本工業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書  
( 年 月 日 から 年 月 日まで )

(労働金庫連合会名) \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_ 年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)  
 (理事 事務 長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
 とおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書  
 目 次

[第1・第2 略]  
 (記載上の注意)

[1.～4. 略]

第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 年 月 日まで

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法 \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

項 目	当 期	末 期		前 期	末 期	
		経過措 置によ る不 算入 額	経過措 置によ る不 算入 額		経過措 置によ る不 算入 額	経過措 置によ る不 算入 額
コア資本に係る基礎項目						
[略]						
コア資本に算入されるその他の包括 利益累計額又は評価・換算差額等						
うち、為替換算調整勘定						

(労働金庫連合会名) \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_ 年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)  
 (理事 事務 長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
 とおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書  
 目 次

[第1・第2 同左]  
 (記載上の注意)

[1.～4. 同左]

第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 年 月 日まで

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法 \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

項 目	当 期	末 期		前 期	末 期	
		経過措 置によ る不 算入 額	経過措 置によ る不 算入 額		経過措 置によ る不 算入 額	経過措 置によ る不 算入 額
コア資本に係る基礎項目						
[同左]						
コア資本に算入されるその他の包括 利益累計額又は評価・換算差額等						
うち、為替換算調整勘定						

[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
労働金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				

うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
労働金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オシ・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オシ・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ					



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第九号及び別紙様式第十号は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法（以下「法」という。）第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第一項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。